

都市計画審議会の役割について

1 都市計画審議会の役割

市の健全な発展、秩序と調和のとれた都市づくりを推進するための都市計画を実施するにあたり、久喜市の附属機関として久喜市都市計画審議会が設置されています。

久喜市都市計画審議会の役割は、都市計画法第77条の2第1項の規定により、

- ①市が決定する都市計画について調査審議すること。
- ②市長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議すること。
- ③都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。

とされており。

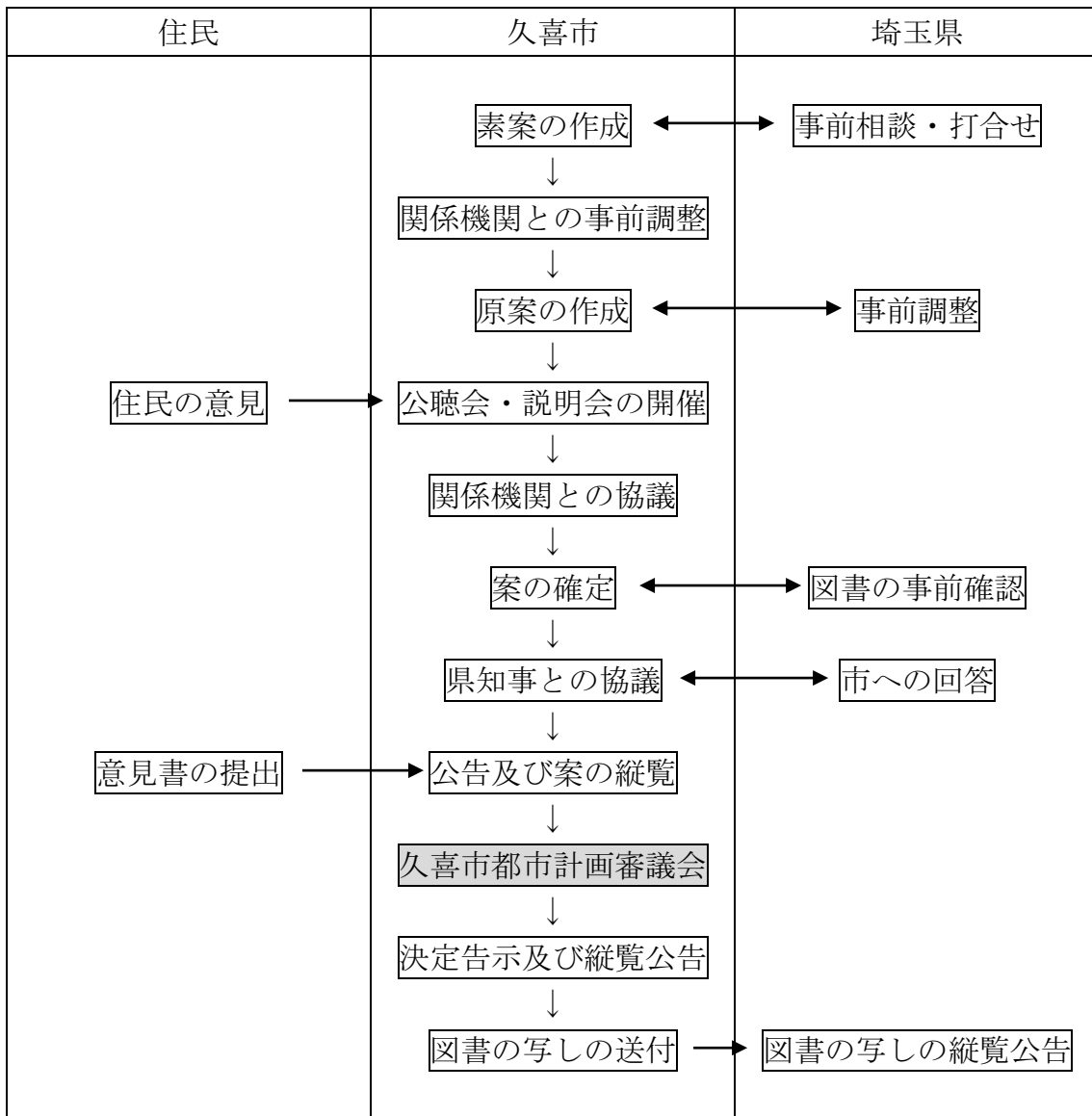
都市計画は、都市の将来像を決めるものであり、土地等の関係者の権利や利害をはじめ市民生活に大きな影響を及ぼします。このため、都市計画を決める又は変更する前に第三者からなる都市計画審議会の議を経て都市計画を定めることとなっております。

2 都市計画の決定権者

都市計画の内容		決定機関	
		久喜市	埼玉県
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針			○
区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)			○
地域地区	用途地域	○	
	特別用途地区	○	
	特定用途制限地域	○	
	特例容積率適用地区	○	
	高層住居誘導地区	○	
	高度地区	○	
	高度利用地区	○	
	特定街区	○	
	都市再生特別地区		○
	防火・準防火地域	○	
	風致地区(面積10ha以上2以上の市町村区域)		○
風致地区(その他)	○		

地域地区	景観地区	○	
	緑化地区	○	
	駐車場業務地区	○	
	生産緑地地区	○	
都市施設	道路（自動車専用道路）		○
	道路（一般国道）		○
	道路（都道府県道）		○
	道路（市町村道等）	○	
	都市高速鉄道		○
	駐車場・自動車ターミナル・ その他の交通施設	○	
	公園・緑地（面積 10 h a 以上 県が設置するもの）		○
	公園・緑地（その他）	○	
	汚水処理場、ごみ処理施設 （産業廃棄物処理施設）		○
	汚水処理場、ごみ処理施設 （その他）	○	
	図書館、研究施設、その他教 育施設	○	
	一団地の住宅施設	○	
	一団地の官公庁施設		○
	流通業務団地施設		○
市街地 開発事業	土地区画整理事業 （面積が 50 h a 超で国又は 県が施行する場合）		○
	土地区画整理事業（その他）	○	
	市街地再開発事業 （面積が 3 h a 超で国又は県 が施行する場合）		○
	市街地再開発事業（その他）	○	
	工業団地造成事業		○
新住宅都市基盤整備事業		○	
地区計画等	○		

3 久喜市が定める都市計画の決定・変更の手続き



4 過去の審議会（平成28年8月25日～平成30年8月24日まで）

開催日	議案
平成28年度第1回久喜市都市計画審議会 平成28年8月31日（水）開催	<ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長の選出 ・「栗橋北二丁目地区」及び「菖蒲町菖蒲地区」の都市計画変更について（概要説明）
平成28年度第2回久喜市都市計画審議会 平成28年10月5日（水）開催	<ul style="list-style-type: none"> ・久喜市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（埼玉県） ・久喜市都市計画区域区分の変更（埼玉県） ・久喜市都市道路の変更（埼玉県） ・久喜市都市計画用途地域の変更（久喜市決定） ・久喜市都市計画防火地域及び準防火地域の変更（久喜市決定） ・久喜市都市計画土地区画整理事業の変更（久喜市決定） ・久喜市都市計画地区計画の変更（久喜市決定） ・都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更
平成28年度第3回久喜市都市計画審議会 平成29年3月29日（水）開催	<ul style="list-style-type: none"> ・久喜都市計画地区計画（清久地区）の変更（久喜市決定） ・久喜市都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置について
平成29年第1回久喜市都市計画審議会 平成30年1月9日（火）開催	<ul style="list-style-type: none"> ・久喜都市計画地区計画（清久工業団地地区、菖蒲インター地区、菖蒲北部地区）の変更（久喜市決定） ・久喜都市計画生産緑地地区の変更（久喜市決定）